

領域	能力	項 目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
幼児理解力	幼児理解力・教育相談力	1 幼児に対する深い教育愛をもっている。	○1				
		2 幼児と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○			
		3 一人一人の幼児のよさを見取り、園生活に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○			
		4 幼児一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、発達や個に応じた指導・援助ができる。		○			
		5 いじめや登園渋りなどの課題について常に情報を収集し、予防や解決に向けた適切な指導・援助ができる。		○			
		6 保護者の子育ての悩み等について理解・受容し、適切な助言を行うことができる。			○		
		7 小学校との円滑な接続の必要性を理解し、発達や学びの連続性を見通した指導・援助ができる。				○	
		8 幼児の指導・援助に関する課題を捉え、教職員の組織を活用し、課題解決にあたることができる。					○
保育指導力	集団指導力	9 幼児の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。	○2				
		10 幼児が互いのよさを認め合いながら安心・安全に過ごせる温かい集団づくりに取り組むことができる。		○			
		11 園生活における体験を通して、生命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を育むことができる。		○			
		12 園目標の実現に向け、教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた保育を進めることができる。			○		
		13 地域や園の実態に応じ、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等との連携や交流を図ることができる。				○	
	基礎的保育力・カリキュラムマネジメント	14 幼稚園教育要領等を理解し、保育を行うことができる。	○3				
		15 幼稚園教育要領等と幼児の実態、教材の価値を踏まえ、指導計画を作成することができる。		○			
		16 保育に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導・援助に活かすことができる。		○			
		17 保育のねらいに応じて、指導・援助や環境構成を行うことができる。		○			
		18 一人一人の幼児の興味や欲求に応じて、適切な指導・援助を行うことができる。		○			
		19 幼稚園教育要領、学習指導要領、「第6次山形県教育振興計画」の趣旨を活かしたカリキュラムづくりを推進することができる。				○	
		20 園の特色を活かし、成果と課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。					○
	指導の積極的改善	21 幼児理解に基づいた評価の意義と方法について理解している。	○4				
		22 幼児理解に基づいた評価の在り方を理解し、幼児一人一人のよさや可能性などを把握することができる。		○			
		23 幼児の実態や状況の変化等に即して、指導過程の評価を行い、指導計画の工夫・改善を行うことができる。			○		
		24 指導過程の評価について、園全体にフィードバックすることができる。				○	
		25 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的・計画的な取組みを進めることができる。					○
	保育の専門性の構築	26 専門書等を活用したり、園外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。		○			
		27 郷土に愛着をもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動等を進めることができる。		○			
		28 指導力の向上や園の課題の解決に活かせる研究会や研修に参加し、教職員に広く情報発信をすることができる。			○		
		29 園の課題解決や指導力向上に向けて、教職員に適切な助言を行うことができる。				○	
		30 国や県、市町村等における今日的な保育の動向を把握し、それらを園全体に広めることができる。					○
ICT活用力・情報モラル		31 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○5				
		32 幼児の体験との関連を考慮し、ICT機器を活用することができる。		○			
		33 ICT機器の活用を教職員とともに推進することができ、園のICT環境の整備を進めることができる。			○		
		34 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、保護者に的確な指導や助言ができる。				○	
特別支援教育力		35 インクルーシブ保育システムの考え方を理解している。	○6				
		36 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導・援助や環境構成に取り組むことができる。		○			
		37 幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・援助を行うことができる。			○		
		38 個別の指導計画や支援計画の意義を理解し、活用することができる。			○		
		39 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに指導・援助を行うことができる。				○	
		40 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、園・家庭・地域での指導・援助を効果的につなぐことができる。					○